

# 規制改革会議 地域活性化TF

## 議事概要

1. 日 時：平成20年9月26日（金） 11：00～12：00
2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 議 題：内閣府ヒアリング  
「補助金等財産処分に関する対応について」
4. 出席者：【規制改革会議】  
米田主査  
【内閣府】  
大臣官房会計課 予算第3担当課長補佐 木村 友二  
大臣官房会計課 予算執行係長 亀田 直人

事務局 本日のヒアリングの趣旨は事前に御説明させていただきましたとおり、4月に補助金施設の転用の弾力化に関するガイドラインが補助金等適正化中央連絡会議で決定事項として通知され、これを受けて各省の対応状況を、順次確認をさせていただいているところであります。

趣旨に沿った形で正しく運用されているか、御説明いただきながら確認させていただければと思っております。

では、最初20分から30分程度で御説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

木村課長補佐 それでは、お手元の配布資料に基づきまして御説明いたします。

ホチキスで留めてある「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」を御説明いたします。

内閣府の場合におきましては、これまでこういった財産処分の承認の手続などの規定が特にございませんでした。それは内閣府の場合、他の省庁の事業官庁といえますか、そういうところと違う性格がありまして、相互調整機能ということで、補助金がないわけではありませんけれども、余り多くないというところから、そういった一定の財産処分の内規はございませんでした。

これまで財産処分がないかという、ちょっと調べてみたんですが過去に主だったものとしては平成2年以降ですけれども2回実績がございました。

そういうこともあって、特に通年ベースでこういった手続が生じてくることもなかったもので、必要な都度、個別に補助金適正化法の手続に沿って、個別に判断をして手続を行ってきたというものです。

今回、御趣旨を踏まえまして、一定の基準をつくっておいた方がいいでしょうし、全省庁統一的に取り組むということもありますので、そういう意味でもともと土台がなかったんですけれども、他省庁の例を参照にしながら作成をしております。

では、中身を少し簡単に御説明させていただきます。財産処分の承認手続ということで、内容は

きく承認と納付金の取扱いについて定めております。

「１ 承認手続」から順次かいつまんで説明させていただきますと、承認手続の「(１)申請手続」でございますが、これは適正化法による手続をそのまま書いているということで、補助事業等により取得して財産処分を行う場合には、内閣総理大臣に提出して承認を得るという基本的な部分を記載しております。これは従来の適正化法等に基づく手続を、一応基本として書いているということです。

「(２)報告事項」としまして、今回の柔軟化に対応する部分でございますが、別表の「報告事項一覧」に掲げる財産処分、包括承認事項と呼ばさせていただきますが、それについて内閣総理大臣への報告があったものについては、内閣総理大臣の承認があったものとして取り扱うということで、ここで一定のものについては報告でいいという定めをしております。

具体的には３枚めくっていただきますと、別表の「報告事項一覧」でございますが、まずは１番としまして、災害若しくは火災により使用できなくなった建物あるいは構造上危険な状態にある建物等の取壊し、廃棄については報告でいい。

２番目として、地方公共団体が次に行う財産処分ということで２つ例を挙げておりますが、２-(１)として「経過年数が１０年以上」ここが今回の大きなポイントの１つでけれども、経過年数が１０年以上である建物、機械器具等について行う財産処分。それと２-(２)として、経過年数が１０年未満のものであっても市町村の合併等に基づいて行われるもの。この報告事項１、２、２-(１)、(２)につきまして該当するものは報告でいいということにしました。

最初のページに戻っていただいて「(２)の報告事項」で今申し上げました「報告事項一覧」に掲げるものについては、内閣総理大臣の承認があったものとして取扱う報告でいいことにしております。

「(３)承認後の変更」につきましては、承認後に変更が生じた場合は、また必要な手続を行ってくださいというものです。

「(４)経由機関」につきましては、間接補助事業の場合には都道府県を経由して提出していただきたいという内容でございます。以上が承認手続を定めたものです。

２番目に納付金の取扱いでございます。「(１)納付金の額」につきましては、これまでの基準となるものを記載しておりますが、財産処分の承認に際しては原則として残存価に対する補助金相当額は個々に納付するという基本的な事項を(１)で記載をしております。

(２)が今回のポイントですが「納付金の免除」でございます。 、 につきましては個々への納付金の納付を要さない、納付金の免除をする規定内容でございます。

は「地方公共団体が行う財産処分」でございます。アとして「包括承認事項」。先ほどの別表で定めている報告で、災害とか１０年以上経過したものは納付金を免除するという。イとしまして、経過年数が１０年未満であるものにあっても、一定のものについては納付金を免除しますということで、ア～エまで例を挙げております。

(ア)としましては市町村合併、地域再生等に伴う財産処分であって、内閣総理大臣が適当であると個別に認めるもので、有償のものは除くとしております。(イ)としまして、同一事業を１０年以上継続する無償譲渡、無償貸与。(ウ)として道路の拡張等、設置者の責任でないものやむを得ない取壊し等でございます。(エ)として老朽化により代替施設を整備するもの。こういう場合につつま

しては、地方公共団体が行う財産処分について納付金の免除を行うというものです。

で地方公共団体以外が行う財産処分の規定でございます。アとして包括承認事項、地方公共団体以外の者が行う包括承認事項は、災害等による取壊しの場合のみとしております。イとして、包括承認以外でも一定のものについては納付金を免除するというものでして、イ～オまで規定をしております。

イとしましては、経過年数が10年以上である建物等で、次のものに該当するものとしております。(ア)として転用等の後に、他の事業に使用する場合であって内閣総理大臣が適当であると認めるもの。(イ)として交換により得た建物等で他の事業を行うものであって、内閣総理大臣が適当であると認めるもの。(ウ)として他の事業に使用する建物等の取壊し等を行う必要がある場合。(エ)として国、地方公共団体への無償譲渡、無償貸付ということです。

ここは、地方公共団体以外は10年以上経過したものを包括承認としておりませんので、個別にこういうケースについては納付金を免除するというものを、具体的に記載をしています。

ウとして、ここは経過年数が10年未満であっても上記のイの(ア)～(エ)までに該当するもので市町村合併、地方再生に伴うもので総理大臣が適当と認めるもの。

エとして、同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡、無償貸付。

オとしまして、次に該当するものとして(ア)道路の拡張等によるやむを得ない取壊し。(イ)として老朽化による代替施設を整備する場合の取壊しということで、繰り返しになりますが、地方公共団体以外の場合は、包括承認10年以上というものがありませんので、ここで具体的に規定をしているものです。

「(3)再処分に関する条件」の規定を設けております。ここは再処分の条件を付す場合として、上記(2) というものは、地方公共団体以外の者が行う財産処分についてですけれども、そのイ～エの他事業への使用等をする場合には、中身がいろいろ詳しく書いてあるんですが、再処分する場合は再処分の既定条件を付すという内容のものです。

「再処分に関する条件を付された者の財産処分」ですけれども、再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認につきましては、同じこの規定によって取扱うこととしております。

次のページは先ほどの報告事項一覧表でございまして、それ以降はそれぞれの申請書式、報告書式でございます。様式については御説明を割愛させていただければと思います。以上のものにつきまして今回、今年の5月27日に内閣府において策定をいたしました。

この書類の手続の内容については以上でございます。

米田主査 済みません、例の財務省の方の一枚紙の方針はありますか。

木村課長補佐 前に御提出いたしました。

米田主査 どうもありがとうございます。基本的なことも含めて幾つか質問させていただいて、教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

まず、これは初めておつくりになられたということですね。大前提からまずお話をお伺いしたいんですが、内閣府が行っておられる補助金に関わる事業というものは、どのようなものがあるのでしょうか。

木村課長補佐 前に御提出したものがあるので、以前にこういった関係で、こういったものが対象になるかというものを一覧表で提出させておいてもらっているものでございます。

7本ほどございまして、内閣府の中の補助金におきまして財産が関係してくると思われるものについて羅列したものでございますけれども、私も全部御説明できるかどうかかわからないんですが、ざっと説明させていただきますと、沖縄関係についての補助金が5本ほど出てまいりますが、沖縄新産業創出対策事業推進費補助金というものがあまして、ここに載っているほとんどがそうなんですけれども、補助事業者は都道府県になります。ここに書いてある沖縄関係については、補助事業者は沖縄県になりまして、国から一定の補助をしているものでございます。

例えば沖縄関係は、内閣府の中でも沖縄振興という、沖縄振興計画に基づく沖縄振興策を推進するという沖縄担当がございまして、そのための補助金というのが幾つか補助をしております。

内閣府で執行する以外にも、公共事業もそうですけれども内閣府で沖縄政策のための予算を一括計上しまして、執行に当たっては各省庁に執行してもらっているものもあります。沖縄の諸事情を踏まえた補助金というものが幾つかございます。

個別にというところですが、わかる範囲で御説明させていただきますと、沖縄新産業創出対策事業推進費補助金ですが、これは沖縄の産業振興のために新しい産業の可能性を見出すために調査研究等の補助金を交付するというものでございます。

2番目の沖縄振興特別交付金はちょっと飛ばさせてもらいまして、沖縄振興特別事業関係補助金というものがあまして、これは丸が付いてあるところが御参考になるとと思いますが、沖縄体験滞在交流促進のための補助や、対馬丸平和祈念事業のための補助あるいは沖縄の離島活性化のための補助、ハブ対策事業という特殊なものに対する補助等があります。

これも沖縄関係ですが、地域貢献・交流の体験滞在交流促進事業のための補助や、災害に強い緑豊かなふるさとづくり事業費補助金など、これは18~20年度の3か年の事業の補助で今年度で終了するものです。以上が沖縄振興のための内閣府で執行している補助金にはこういったものがあります。

あと、下の2つは防災関係でございますが、地域防災拠点施設整理モデル事業補助金ということで、これも補助事業者は都道府県になりますが、各都道府県において地域の防災拠点となる施設整備のモデルの施設に対して、一定の補助を行うというものでございます。

次の特定地震防災対策施設運営費補助金は、これもうろ覚えで恐縮ですが、阪神・淡路大震災を契機に、神戸にこういった防災の施設を整備したものがあまして、それに対する運営費補助などをしております。大体、内閣府の例示としてこういったものがございます。

あと、内閣府の事業としましてはかなり幅が広いんですけれども、栄転行政からこういった沖縄行政、防災行政など、いろいろ多様にわたっております。しかし先ほども申し上げましたが、直接補助金を交付して事業をするというものは多くありませんので、内閣府として現在補助を実施しているものというのは、例としてはこういったものがあります。

米田主査 ありがとうございます。内閣府の仕事が非常に多岐にわたる中で御説明するのも大変だなと私も思います。

ちょっと基本的なことですが、まずこの補助金ごとに同月中を目途に通知を発出する予定と書いて

あるんですけども、この同月というのはいつでしょうか。

亀田係長 もともと、この承認手続の基準は4月中を目途に発出する予定だったんです。

米田主査 そういふことですか。一応そういうふう書類上は読めるのですが、一応、今日いただいた書類が5月27日の発出なので、これは基本的には発出は済んでいるんですか。

亀田係長 発出は済んでおります。財務省との協議などで時間がかかりまして、実際は5月に制定したんですが、これはできてから即、各都道府県には通知済みでございます。

米田主査 それで、その重立った補助事業については、既に通知が発出したということを今、確認させていただきました。

その次ですが、先ほど内閣府の補助金は基本的に都道府県に出ることが多いと言われたんですけども、沖縄県なんかだとそうだと思うんですが、国から出た補助金に沖縄県が、更に県の補助金を一緒に合算して補助するという形もよくとられるように思います。

そのときに、国としてはこのたびの22条の弾力運用を充実されても、県の方が別の体系になりますので、県もやはり同じように転用と財産処分に対する規制緩和を行っていただけないと、現実にある補助財産を転用自由にならないわけですので、その辺は何か沖縄県の方には国はこういうことで補助対象財産の弾力運用をするけれども、沖縄県としても弾力運用をした方がいいというような助言はされるんでしょうか。

木村課長補佐 これまでは各都道府県には通知をして、各都道府県から市町村にも通知してもらうようにしましたけれども、特段今、先生がおっしゃったように個別には当方から特に県との打ち合わせは何もしていません。

確におっしゃるとおり、いわゆる間接補助事業というの中にはありますので、そこは今、御指摘の感覚がなかったので、次の段階としてまた持ち帰って、そのところは現課等も含めて相談したいと思っています。

米田主査 当方としては、せっきくの今回の適化法の弾力運用を受けて、なるべく実効性の高いものにしたいと思っておりますので、県、市町村への周知に御協力いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

木村課長補佐 わかりました。

米田主査 もう一つ。次に先ほどよくわからなかったんですが、沖縄の場合は内閣府から出る補助金で、内閣府の方で決めても実際は各省庁が執行することがあるとお話があったわけですが、そのときに各省庁が執行するときは、例えば承認をもらうのは各省庁の大臣になるんでしょうか。それとも、内閣総理大臣になるんでしょうか。

木村課長補佐 結論から言うと、各省庁の大臣です。

米田主査 各省庁の大臣ですか。それはやはり執行ベースで許可が出るんですね。ちょっとその辺がわからなかったものですか。

木村課長補佐 少し補足させて説明させていただくと、沖縄の関係予算というのは非常にオールジャパンの中でちょっと特殊なところがございます。

沖縄の特殊性をかんがみまして、内閣府の設置法あるいは沖縄振興計画がありまして、沖縄に関す

る関係経費というのは内閣府に一括計上という形で予算的には計上されます。

具体的に言うとかかりやすいと思います。例えば沖縄の道路や港湾整備、農業関係などいわゆる公共事業関係費や文教施設の経費など、そういったものについて予算は内閣府に一括計上されます。基本的にはそれぞれ道路でしたら国土交通省が全国を執行していますけれども、沖縄の分につきましては内閣府に一括計上ということにされます。

これは沖縄政策として全体を把握するということと、事業の進捗を見て調整するという意味合いもありますので一括計上ということになりまして、ただその実際の事業の実施に当たっては、内閣府から実施するそれぞれの省庁、予算の移し替えというのがなされるんです。

その予算を移し替えられて、各省庁がそれぞれ事業をするということになりますので、予算の移し替えがなされますとその責任所属というのは各省行った先に移りますので、その中で例えば道路事業であれば国土交通省の責任の下、沖縄県もそうですし、それ以外の県も全国的にそれぞれ執行がなされるということになります。

米田主査 御説明ありがとうございました。それでは、今ので大体扱ってらっしゃる補助金については御説明いただきましたので、いよいよその承認手続等に関する質問をさせていただきます。

まず、承認手続に関しては申請事項と報告事項で、これは地方公共団体が保有するものかそうでないものかに分かれていませんね。すべての補助対象財産になっていますね。

納付金の扱い以降については、地公体が持っているものとそうでないものに分かれていますが、一部承認手続においては一本化した記述になっておりますね。

その中で包括承認というのだけが別表に上がっていて、これだけを包括承認にいたしますということの中に、災害に遭ったものについては地公体であろうがそうでなかろうが同じように報告事項でよろしいと。

その2番目に行ったら、いわゆる10年以上のものを転用するときにおける譲渡、地公体の者が持っているのもということで、最初に限定を図っていますので、そこで限定されているわけですね。

木村課長補佐 はい。

米田主査 その中で例えば別表の2-(2)なんですが、経過年数が10年未満である地公体が持っているものであって、経過年数が10年未満であるものについては、市町村合併に基づくものにつきましては報告事項でよいと書いてあるんですが、実はこちらのもともとの財務省の連絡会議で出された補助金適化法22条の規定に基づく各省各庁の承認についてという中においては、記の下に2で10年未満であっても勿論、災害等による損害と市町村合併、その次に地域再生等の施策に伴う財産処分については1と同様にすると書いてあります。

でも、こちらの方には、この中で地域再生等の施策に伴う財産処分というのが、この別表から抜け落ちているんですが、これはどう読めばよろしいのでしょうか。

10年未満のものについては、市町村合併に関わるところということを書いてあります。この紙の中で災害等も書いております。でも、地域再生等の施策に伴う財産処分についても報告だけでよいと読むことができるのではないかと思うのですが。

木村課長補佐 そこは別表ではなく、最初の「(2)報告事項」のなお書きのところに、地域再生

法の承認を受けたものに係る処分については、そもそも手続を要しないということで規定をしております。

米田主査 そこは地域再生等の施策と書いてあるわけで、何も地域再生法の承認を受けたものということは書いていなくて、もう少し原文は広く書かれているのですが。

そこはだから地域再生法ということで限定されているので、ここをもう少し広げることはいくつかというのが質問です。

ただそうは言っても、その中で次に実際に納付金の免除のところに入りますと、今度は地公体が持っている財産処分の中にはイの(ア)の中に、市町村合併、地域再生等の施策に伴いと書いてあるので、こちらの方は広くとらえて地域再生計画に限らず国が行う地域再生等の施策に伴うものであれば、勿論、総理大臣が適当であると個別に認めるものという限定付きではありますが広がっておりますね。

木村課長補佐 当方も個別の事案に照らしてというのはなかなかできなかったもので、ここは技術的な部分もあると思いますので、御趣旨を踏まえて、そこはそのような内容にしたいと思います。

米田主査 それで、この納付金の免除のイの(ア)なんですが、内閣総理大臣が個別に認めると書いてあるんですけども、例えば内閣総理大臣が個別に認める中においても、公益性に反しなければなるべく転用してもらおうという前向きな姿勢で転用を認めるのか、それとも、どちらかという後ろ向きに高いハードルを上げて認めるのかというのがあると思うんです。

けれども、まず方針としては、一応今回は今ある既存のいろんな公的施設をいろんな形で活用していただくということが、やはり国家としてもいいのではないかとということで、このたびの規制緩和になっておりますので、基本的にはこれは前向きに内閣総理大臣の承認は行われるのではないかとと思うのですが、その姿勢についていかがですか。

木村課長補佐 勿論、当方も精神的にはおっしゃる内容を前広というか、今、先生がおっしゃったような方向で考えております。

米田主査 その中で、これは結構このたびはみんな内閣総理大臣が適当であると認めるという文言が割と内閣府の中には多いのですが、基本的にまず大前提は前広に認めていくということですね。

特に、やはり地公体以外のものが行う財産処分についても、納付金の免除のイ(ア)ですけども、そこにあります地公体以外のものが10年以上経ったものを他の事業に使用する場合に、内閣総理大臣が適当であると個別に認めるものと書いてある、ここの内閣総理大臣が認めるということも前広に行われると解釈してよろしいのでしょうか。

木村課長補佐 はい。基本的には全体として、趣旨に沿った形で前広に運用上は取り扱うと思っています。

米田主査 要するに、実際にこの通知が出た後、運用されるときに、実はいろいろな問題が生じてくると思うんです。そのときの大きな基本姿勢は認める方向であるということでお話を進めてよろしいんですね。

木村課長補佐 はい。そのように思っております。

米田主査 わかりました。

それで、ちょっとよくわからなかったのが実は再処分ですが、文言がよく読み取れないので教えて

いただきたいんですけども、例えば地公体以外のものが持っている財産をまず地公体に無償で転用して、それから地公体が地公体の持っている方が転用が楽なものですから、一度地公体に無償で譲渡してから地公体が次にいろんな財産処分を行うというときに、その経過年数がたしか次のページに書いてあるように、目的のために使用した期間と財産処分に使用した期間を通算した期間を経過年数と見なすと書いてあるので、合算年数で10年以上経ったものについては、一度、地公体に譲渡されたものを地公体が財産処分するのは、先ほどの包括承認事項に書いてあるような形でできるということでしょうか。

済みません、読み方がちょっとわからなかったものですから。この文言が難しいんですね。

この再処分に関する条件を付す場合というところで(3)に書いてあるところから7行書いてある中身は、どういうことに注意すればいいと読めばよろしいんですか。

この文章が、とても複雑で意味がよくわからないので教えてください。

ここに書いてある文言が、財務省の連絡会議で出されたこのペーパーに反しないということが確認できればいいんですが。ここに書いてある文言が余りに複雑で難しいので、よく読み解けないんですけども、ただ時間も余りありませんので、後で技術的に反しないものであるということを確認させていただいてよろしいですか。

これが何のためにこの文章が書かれているのかという意図も、私の方ですぐには読み解けないので、後で確認させていただきたいと思います。

木村課長補佐 わかりました。そこは別途整理してペーパーで提出いたします。

米田主査 よろしく申し上げます。事務局から何かほかにありますか。

岩村企画官 よろしいですか。

冒頭、これまで財産処分手続の実績が平成2年以降2件と御説明があったかと思うんですが、具体的にどういうものですか。

木村課長補佐 口頭でよろしいでしょうか。平成2年には北海道の根室に北方領土問題の関係で千島会館という施設がありまして、それは補助金で建てたものですが、地震によって建物が破損し建て替えをしたということで、それに関しては申請を受けて財産処分の承認をしたもの。

あともう一件は沖縄関係ですが、平成14年に伊是名に離島振興総合センターというものがありまして、それも補助金で建てたものですが、これは台風被害等によって破損、老朽化したということで、これについても解体処分するということで申請を受けて承認をしたというものでございます。

岩村企画官 こちらの今日いただいた横のこの紙で言うと、内閣府が持っている補助金は、これだけですという理解でいいんですか。

細かい話はともかくとして、内閣府が持っている補助金の対象事業者というのは基本的に自治体で、自治体以外の者というのが果たしてあるものなのかどうかを伺いたかったんですが。

木村課長補佐 直接補助事業者としては都道府県しかないんです。ただ、間接補助の形で先ほどの一番上の新産業創出というところは、間接で行っている部分もあると思います。

岩村企画官 したがって、その地方公共団体以外の者という規定も、やはり必要だという理解でいいわけですか。

木村課長補佐 はい。

岩村企画官 そうですか。わかりました。

米田主査 事務局から何かありますか。

どうもありがとうございました。今後は実際に転用や財産処分、廃棄とかいろんな個別案件に従って、この基準どおりに行われているかという問題も出てくると思うんですが、しっかり規制改革会議といたしましてはフォローしていく予定にしておりますので、御協力いただけたらと思います。

それから案外まだ地公体や地方支部局に周知、情報提供がまだしっかりなされていない面がございますので、内閣府の管轄の方には是非、こういった情報の周知徹底にも御協力いただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

木村課長補佐 当方も補助金もある程度限定されている部分が多いので、そこは個別にまた対応していきたいと思えますし、また実例も余りないものですから、そういった案件が出てきたときに今回新たに作成した基準で支障がないか、ちゃんとスムーズにできるのかどうか、その辺はまた実際に出てきた事例を見ていく必要があるのかなと考えております。

米田主査 どうもありがとうございます。